

令和2年度診療報酬改定の概要 (歯科)

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご注意ください。

令和2年度診療報酬改定について

診療報酬改定

1. 診療報酬 +0.55%

- ※1 うち、※2を除く改定分 +0.47%
- | | | |
|-------|----|--------|
| 各科改定率 | 医科 | +0.53% |
| | 歯科 | +0.59% |
| | 調剤 | +0.16% |

※2 うち、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 +0.08%

2. 薬価等

- ① 薬価 ▲0.99%
- ※ うち、実勢薬価改定 ▲0.43%
- 市場拡大再算定の見直し等 ▲0.01%
- ② 材料価格 ▲0.02%
- ※ うち、実勢薬価改定 ▲0.01%

勤務医への働き方改革への対応について

診療報酬として 公費 126億円程度

地域医療介護総合確保基金として 公費 143億円程度

なお、勤務医の働き方改革への対応については、今後、医師に対する時間外労働の上限規制の適用及び暫定特例水準の適用終了に向けて、上限を超える時間外労働ができる限り早期に解消されるよう、医療機関による労働時間短縮を促進する制度的対応等とあわせ、診療報酬及び地域医療介護総合確保基金の対応を検討する。

歯科固有の技術の評価の見直し(歯冠修復及び欠損補綴)

CAD/CAM冠の対象拡大

- コンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて製作する歯冠修復物の対象を拡大する。

現行

【CAD/CAM冠】

[算定要件]

(2) CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 小臼歯に使用する場合

ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において下顎第一大臼歯に使用する場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合(医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づく場合に限る。)



改定後

【CAD/CAM冠】

[算定要件]

(2) CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 小臼歯に使用する場合

ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において**第一大臼歯**に使用する場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合(医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づく場合に限る。)

特定保険医療材料の機能区分の見直し②

見直しの具体例(細分化)

- CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)について、機械的強度の高いものを別の機能区分とする。

現行	改定後
058 CAD/CAM冠用材料 (1)CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)	<u>058 CAD/CAM冠用材料</u> <u>(1)CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)</u>
(2)CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)	<u>(2)CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)</u>
	<u>(3)CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)</u>

※CAD/CAM(Ⅰ)及び(Ⅱ)は小臼歯に使用した場合に限り算定。(Ⅲ)は大臼歯に使用した場合に限り算定。

① CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)

次のいずれにも該当すること。

ア シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計が60%以上であること。

イ ②及び③に該当しないこと。

② CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)

次のいずれにも該当すること。

ア シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が60%以上であること。

イ ビッカース硬さが55HV0.2以上であること。

ウ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さが160MPa以上であること。

エ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が32μg/mm³以下であること。

③ CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

ア シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。

イ ビッカース硬さが75HV0.2以上であること。

ウ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さが240MPa以上であること。

エ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が20μg/mm³以下であること。

経過措置の終了について(特定保険医療材料)

	項目	経過措置
1	歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 冠用	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
2	歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
3	歯科用ニッケルクロム合金板(JIS適合品)	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
4	歯科用ニッケルクロム合金線(JIS適合品)	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
5	歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 床用	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

線鉤の二腕鉤での鑄造レストの評価

- 線鉤の二腕鉤における鑄造レストの取扱いを見直す。

現行	
【コンビネーション鉤(1個につき) [算定要件]	232点



改定後	
【コンビネーション鉤(1個につき) [算定要件]	232点
<u>(1) コンビネーション鉤とは、二腕鉤にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作したものをいう。</u>	
<u>(2) (1)の規定にかかわらず、線鉤と鑄造レストを組み合わせて製作した場合、本区分により算定して差し支えない。</u>	



線鉤(レスト付き)



線鉤 + 鑄造レスト

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

口蓋補綴等に対する軟質材料の適用拡大

- 有床義歯内面適合法及び口蓋補綴における軟質材料の適用を拡大する。

現行	
<p>【有床義歯内面適合法】 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) [算定要件] 注1 2については、下顎総義歯に限る。</p>	1200点
<p>【口蓋補綴、顎補綴】 [算定要件]</p>	



改定後	
<p>【有床義歯内面適合法】 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) [算定要件] 注1 2については、下顎総義歯又は区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴に限る。</p>	1200点
<p>【口蓋補綴、顎補綴】 [算定要件] <u>(4) 「(1)のイ 腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除に対する口蓋補綴装置又は顎補綴装置」とは、腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除を行った患者に対して構音、咀嚼及び嚥下機能の回復を目的に製作する装置をいう。なお、新製時に必要に応じて区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法に用いる義歯床用軟質裏装材を用いて口蓋補綴又は顎補綴(義歯を伴う場合を含む。)を製作して差し支えない。この場合は、新製した口蓋補綴又は顎補綴の装着時に、区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の「2 軟質材料を用いる場合」を「注2」の規定により別に算定して差し支えない。また、口蓋補綴又は顎補綴の保険医療材料とは別に区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の特定保険医療材料を算定する。</u></p>	



第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

- 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

充填等	現行	改定後
う 齲 即時 充填 形成	126点	<u>128点</u>
支 台 築造 印象	32点	<u>34点</u>
充填 1 単 純 な も の	104点	<u>106点</u>
充填 1 複 雑 な も の	156点	<u>158点</u>

クラウン・ブリッジ	現行	改定後
非金属歯冠修復 レジンインレー 単純なもの	104点	<u>124点</u>
非金属歯冠修復 レジンインレー 複雑なもの	156点	<u>176点</u>
レジン前装金属ポンティック 大臼歯 加算	50点	<u>60点</u>

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

有床義歯

局部義歯 1歯から4歯まで	584点	<u>588点</u>
局部義歯 5歯から8歯まで	718点	<u>724点</u>
局部義歯 9歯から11歯まで	954点	<u>962点</u>
局部義歯 12歯から14歯まで	1382点	<u>1391点</u>
総義歯	2162点	<u>2172点</u>

熱可塑性樹脂有床義歯

局部義歯 1歯から4歯まで	652点	<u>642点</u>
局部義歯 5歯から8歯まで	878点	<u>866点</u>
局部義歯 9歯から11歯まで	1094点	<u>1080点</u>
局部義歯 12歯から14歯まで	1712点	<u>1696点</u>
総義歯	2722点	<u>2704点</u>



歯科点数表の第2章第12部に
規定する特定保険医療材料及
びその材料価格（単価）

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

- 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

支台装置等	現行	改定後
鑄造鉤 双子鉤	246点	<u>251点</u>
鑄造鉤 二腕鉤	228点	<u>231点</u>
線鉤 双子鉤	212点	<u>220点</u>
バー 鑄造バー	450点	<u>454点</u>
バー 屈曲バー	260点	<u>264点</u>
補綴隙	60点	<u>65点</u>
その他		
有床義歯修理	240点	<u>252点</u>



歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格（単価）

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単	位	材料価格
001 削除			
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g		4,374円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g		4,658円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g		5,030円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g		4,590円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g		2,083円
007 削除			
008 削除			
009 削除			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g		2,765円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g		123円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g		151円
013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1 g		255円
014 削除			
015 削除			
016 削除			
017 削除			
018 削除			
019 削除			
020 歯科鑄造用コバルトクロム合金 鉤・パー用	1 g		25円
021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（J I S 適合品）	1 cm		13円
022 歯科用コバルトクロム合金線 パー用（J I S 適合品）	1 cm		65円
023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用（J I S 適合品）	1 cm		9円
024 歯科用ステンレス鋼線 パー用（J I S 適合品）	1 cm		7円
025 削除			

026	削除		
027	陶歯 前歯用 (真空焼成歯)	6本1組	1,870円
028	陶歯 白歯用 (真空焼成歯)	8本1組	1,010円
029	削除		
030	削除		
031	レジン歯 前歯用 (J I S適合品)	6本1組	252円
032	レジン歯 白歯用 (J I S適合品)	8本1組	267円
033	スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	6本1組	620円
034	スルフォン樹脂レジン歯 白歯用	8本1組	866円
035	硬質レジン歯 前歯用	6本1組	582円
036	硬質レジン歯 白歯用	8本1組	757円
037	歯冠用加熱重合レジン (粉末 J I S適合品)	1 g	18円
038	歯冠用加熱重合レジン (液 J I S適合品)	1 mL	4円
039	歯冠用加熱重合硬質レジン	1 g	26円
040	歯冠用光重合硬質レジン	1 g	595円
041	義歯床用アクリリック樹脂 (粉末 J I S適合品)	1 g	5円
042	義歯床用アクリリック樹脂 (液 J I S適合品)	1 mL	4円
043	義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (粉末)	1 g	28円
044	義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (液)	1 mL	18円
045	義歯床用熱可塑性樹脂	1 g	18円
046	歯科用合着・接着材料 I		
	(1) レジン系		
	① 標準型	1 g	461円
	② 自動練和型	1 g	461円
	(2) グラスアイオノマー系		
	① 標準型	1 g	259円
	② 自動練和型	1 g	312円
047	歯科用合着・接着材料 II	1 g	103円
048	歯科用合着・接着材料 III	1 g	23円

049	歯科充填用材料 I		
	(1) 複合レジン系	1 g	737円
	(2) グラスアイオノマー系		
	① 標準型	1 g	656円
	② 自動練和型	1 g	581円
050	歯科充填用材料 II		
	(1) 複合レジン系	1 g	282円
	(2) グラスアイオノマー系		
	① 標準型	1 g	246円
	② 自動練和型	1 g	246円
051	歯科充填用材料 III	1 g	16円
052	複合レジン 築造用 (硬化後フィラー60%以上)	1 g	280円
053	金属小釘 ロック型	1 本	66円
054	金属小釘 スクリュー型	1 本	50円
055	金属小釘 スクリュー型 (金メッキ)	1 本	111円
056	乳歯金属冠	1 本	303円
057	スクリューポスト 支台築造用	1 本	63円
058	CAD/CAM冠用材料		
	(1) CAD/CAM冠用材料(I)	1 個	2,280円
	(2) CAD/CAM冠用材料(II)	1 個	2,540円
	(3) CAD/CAM冠用材料(III)	1 個	4,420円
059	ファイバーポスト 支台築造用	1 本	694円
060	義歯床用軟質裏装材		
	(1) シリコン系	1 mL	210円
	(2) アクリル系		
	① 粉末	1 g	49円
	② 液	1 mL	31円
061	スクリュー	1 本	2,800円

061	スクリュー	1 本	2,800円
062	アバットメント		
	(1) アバットメント(I)	1 個	14,100円
	(2) アバットメント(II)	1 個	13,700円
	(3) アバットメント(III)	1 個	27,400円
	(4) アバットメント(IV)	1 個	16,200円
063	アタッチメント		
	(1) アタッチメント(I)	1 個	4,360円
	(2) アタッチメント(II)	1 個	13,800円
	(3) アタッチメント(III)	1 個	3,400円
064	シリンダー	1 本	8,260円
065	歯冠用高強度硬質レジン	1 g	1,970円
066	歯冠用グラスファイバー		
	(1) 棒状	1 cm	1,340円
	(2) シート状	1 cm ²	926円
067	永久歯金属冠	1 本	294円